



防空

敬言報發令

空齋敬言報發令

〔警報発令中看板〕（本書三三四号）

一 空襲が起こったら 日本軍の防空思想

敵機が来襲する恐れがある場合、警戒警報がラジオなどから流され、敵機が来襲した場合には、サイレンで空襲警報が流されました。そうした放送については、本書「ラジオ」の項も御参照いただければと思いますが、そうした警報が流されると、官公署や学校、駅などの目立つところに、警報発令中の看板が掛けられました（本書七九〇頁に写真）。

〔面1〕

警戒警報発令中

〔面2〕

空襲警報発令中

この看板はかつて図書館で見られ、歴史文化館に移管されたもので、どこに掛けられていたかは不明です。

全国に残る例を見ると、こうした看板は、お金のかけかたはそれぞれとはいえ、かなりの数が作られていたのではないかと思います。

前坂俊之『太平洋戦争と新聞』（講談社学術文庫、二〇〇七年）の「学術文庫版まえがき」には、日中戦争、太平洋戦争中に個人誌『近きより』を刊行して社会批判を続け、戦後は冤罪事件に取り組んだ正木ひろし弁護士（一八九六―一九七五）の自宅を訪れた際（一九七三―一九七五年頃）の思い出として、「二階は先生の書斎となっており、入口に「空襲警報発令中」と書かれた高さ一メートル、幅三〇センチほどの木板の看板

が置かれていた」^⑤との記述があります。

前坂著書に紹介された正木弁護士の人となりからすると、後に購入などで看板を入手したとは考えにくいので、戦後、いらなくなった木材の一つとしてもらってきたのかと思いますが、看板の広がりというか、伝来の興味深さを物語るエピソードのように思います。

空襲時には、もちろんのことながら、このような看板を掲示するだけではなく、様々な対応をしていました。それでは、日中戦争（アジア・太平洋戦争期の日本では、どのような防空対策が取られていたのでしょうか）。

当時の防空については、軍と防空法を中心とした記録について、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』（朝雲新聞社、一九六八年）が豊富な情報をまとめています。ひとまず、この書物によって防空政策を概観しておきましょう。

日本陸軍の防空思想の傾向については、第一次世界大戦の頃から見るのが良いようです。第一次世界大戦の頃の日本陸軍の戦略思想は、もともと、攻勢を極度に重視するものであり、帝国軍用兵綱領には「帝国軍の作戦は、国防方針に基づき陸海軍の誠実な協同により、初めから攻勢作戦を採る。守勢作戦を行なうは状況やむを得ない場合に限る」ことが定められていました^⑥。

この後、大正十二年（一九二三）の関東大震災のときに、空襲による国内治安の乱れについて示唆を受け、防空を強化しました^⑦。

このことについてちよつと補足しますと、関東大震災では、陸上交通が破壊された中で飛行機の活動が目立ちました。それは、第一次世界大戦におけるヨーロッパでの空襲も連想させ、関東大震災後の復興では、空襲対策も含めた復興、防災対策が練られるようになり、防空演習も行われるようになりました。

また、震災下の治安維持令の制定、そして震災時の虐殺から実行を決

意したという虎ノ門事件（摂政宮襲撃事件）、虎ノ門事件を契機とした一九二五年の治安維持法の成立……。このように、関東大震災は、確実に戦時体制へとつながっていく災害となりました^㉔。

とはいえ、全体的に、昭和初期頃まで、軍内においても一般に防空思想は低調。一般官民はほとんど防空には無関心に近かった、このことです^㉕。

そうは言っても、満州事変（一九三二年九月十八日）により、国内で防空意識が高まったことで、防空演習が行われるようになりました（後述）。

防空法が構想されたのは昭和八年（一九三三）頃です。昭和八年（一九三三）三月、江藤源九郎代議士ほか五名が、第六十四回帝国議会衆議院に建議案「防空施設促進ニ関スル建議」提出しました^㉖。同年九月、陸軍省軍務局防備課は防空法（案）第一案を作成。陸軍部内、海軍省、内務省その他関係各省の意見を求め、その調整を図りました。しかし、防空法は初めて制定される法案であり、民防空に関する事項は広範、複雑、多岐にわたり、国民の権利義務に影響のあるものだったため、完全な一致は容易に得られませんでした。昭和十二年（一九三七）三月になり、ようやく防空法成立。同年九月に勅令、同年十月一日から防空法が施行されました^㉗。

その後、昭和十四年（一九三九）頃から航空軍備増強が進みました^㉘。昭和十五年（一九四〇）五月には、「国民防空指導ニ関スル指針」と題する小冊子を、陸軍省、参謀本部の連名をもって印刷配付^㉙。

ただ、この「国民防空指導ニ関スル指針」は、つまり「危なくなつてはじめて、空襲による、高齢者、幼児、病人、一部の女性（原文には「一部ノ婦女」とありますが、どんな人を想定していたのでしょうか？）のみに避難を認可する考えで、一般人（おそらく成人男性でしよう）にはこうした空襲による避難は認めない！」^㉚という考えのもので、正直な感想を言ってしまうと、被害を減らせるような内容のものではなかったと

思います。

こうした防空思想が大きく変わったきっかけは、昭和十六年（一九四一）六月二十二日の独ソ戦勃発、それに伴ういわゆる「関特演」です。

突如勃発した独ソ戦に対応して、昭和十六年（一九四一）七月二日の御前会議で「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」が採択されました^㉛。これを受け、七月上旬、陸軍で大規模動員が下令されました^㉜。これを「関東軍特別演習」、略して「関特演」などと言います。

この項の内容に関して重要なことは、七月二日の御前会議で採択された「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」において、防衛総司令部の新設、空地防空部隊の編成、設置が行われたことです^㉝。

ちなみに、本書「石油」の項に関わる、一九四一年七月二十八日の南部仏印進駐は、この流れの中で行われています。南部仏印進駐は、日本軍が、アメリカの対日石油輸出制限（当時日本は石油の三分の二をアメリカから輸入していました）に対抗して、資源を求めて、フランスの親ナチス傀儡政権に無理矢理了承させて進駐したものです^㉞。

ただ、この時点で、海軍は空襲に対して危機感を持っていたようなのですが、陸軍はどうも空襲への危機感に欠けていたようです。昭和十六年（一九四一）十一月四日の軍事参議官会議では、原文では小難しい言い回しをしていますが、要約すると、左のような議論（？）がなされていました。

百武源吾海軍大将「空襲の被害が大きいと大変なことになると思う。見込みと対策は考へてる？ 軍需工業の空襲被害とかをどう予想してる？」

東条英機陸軍大将「微弱ながら最近その整備を終えて訓練中。空襲は……時々あるくらいじゃない？」

参謀総長杉山元大将「防空配置は、生産地点に高射砲台を配備して防衛。絶対はないから、空襲を受けることは

覚悟せざるを得ない」

陸軍は、あまり空襲について考えていなかったようです。軍事参議官会議のために準備された「本土空襲判断」も、本土空襲による被害は少ない、と考えていました⁽¹⁶⁾。

そのような防空思想が根本的に変わるのは、昭和十七年（一九四二）四月の、米機による本土初空襲です⁽¹⁷⁾。

本土空襲を受け、昭和十七年（一九四二）四月十九日、参謀本部第二課において、第四課及び防衛総司令部の防空主任者の参集を求め、本土防空強化のための緊急対策を協議しました⁽¹⁸⁾。

昭和十七年（一九四二）五月五日には、「昭和十七年度防空計画設定上ノ基準」が陸海軍両省において策定され⁽¹⁹⁾、同年五月には内地航空部隊改編。防空専任航空部隊も改編されました⁽²⁰⁾。その後、同年九月には要地上防空部隊が改編されました。これは大幅な改編増強でした⁽²¹⁾。

この後も組織の改編増強は続きます。

防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』では、防空意識は本土空襲まで低調で、陸軍は防空を軽視していた、とする見方をしています。

実際にはどうだったのか、ということとは、他の系統の史料も集めて分析しないといけません、本書の範囲を超えてしまいますし、多分数年かかると思うので、今回は、右の概要の紹介にとどめます。とはいえ、最近の研究もいくつか参照しておこうと思います。

こうした防空思想は、災害への対応、という視点からも注目されています。ただ、防災を担った主体として、どの組織に注目するかによって、評価は揺れるようです。

高岸冨佳は、警視庁第二部長兼消防本部長、静岡県知事、愛知県知事、大日本消防協会副会長、貴族院議員などを歴任した松井茂の「国民消防」という考え（人類愛のための犠牲的精神に基づく防火の根本問題を国民

が自覚し、国民自身が主に火災予防に努める）をキーワードに、警視庁消防部と各消防署に注目し、防災と防空との関係性を探っています⁽²²⁾。防災に関しては、関東大震災の経験から、昭和五年（一九三〇）七月二十八日に、警視庁消防部は非常時火災警防既定を策定。これが日本初の総合的な非常時災害対策とのこと⁽²³⁾。

この既定に基づき、消防部は、防災訓練（非常警防演習）の実施や、昭和八年（一九三三）に、一般市民向けの地震時における防火観念を啓発する消防宣伝を実施した他、台風の被害を受け、住民の援助を前提とした（住民が主体的に関わる）非常時災害対策を考えるなど、様々な活動が行われました⁽²⁴⁾。

一方で、満州事変勃発（一九三一年九月十八日）後、国内で防空演習が行われるようになっていましたが、この防空演習と消防部の地震を想定した防災訓練の日程が重なり、公共団体が防空演習の方に参加する、といったことが起こるようになり、次第に消防部の防災活動は低調になっていきます⁽²⁵⁾。

昭和十年（一九三五）の防空演習からは、防空の力点が灯火管制から焼夷弾対策、毒ガス対策に拡大されました。消防部は昭和十年の防空演習を機に防空を優先するようになり、防空の啓発を積極的に実施しなくなった、とのこと⁽²⁶⁾。

大井昌靖は、明治四十三年（一九一〇）改正の衛戍条例（勅令第二十六号）第三条で災害時における部隊出動が規定されている（昭和十二年に衛戍条例は衛戍令に改称）一方で、昭和十二年（一九三七）の防空法では災害対処が考えられていないことに注目しつつ、軍隊の災害対応を検討しています⁽²⁷⁾。

大井は、昭和八年（一九三三）三月三日昭和三陸地震、昭和十八年（一九四三）九月十日鳥取地震、一九四四年東南海地震などをサンプルとして、災害時の軍隊出動を分析しています。大井の紹介・分析によると、軍

隊は迅速に動員され、有効な救護・復旧活動を行っており、鳥取地震では、「中央防空計画」（注27も参照）に基づいた鳥取県の防空計画による応急対策を行っていました（註28）。

一九四四年東南海地震の際に袋井に軍隊の救援が来たことは、本書「一九四四年東南海地震」の項でも紹介しています。

大空襲に対しては、焼夷弾（化学物質やテルミット反応などで燃えるので、物質が存在し続ける限り燃え続ける）は水では消せず、日本の木造家屋は火の回りが早かったため、防空演習は役に立たなかった、とも言われています（註29）。防空法や防空演習は、空襲以外に対してむしろ有効だったのかもしれませんが、袋井市域の史料を読んでいきましよう。

西浅羽村の昭和十三年（一九三八）七月四日付け「西浅羽村防空訓練実施要綱」は、満州事変勃発後の防空演習の実施要綱です。

秘

（一九三八）
昭和十三年七月四日

（静岡県警／田郡西浅羽／村長之印）

西浅羽村防護団長

磐田郡西浅羽村長

竹原九平（印）

（空白ママ）

殿

西浅羽村防空訓練実施要綱

第二次静岡県防空訓練実施ニ依ル本村実施要項左ノ如シ。

本村行事予定

一、期間 七月八日午前零時別命ナク警戒管制ニ入り、全十日

午前中ニ終了。

二、訓練項目

1、警報伝達 本部ニ各字伝令一名ヲ派シ連絡ニ任ス。伝令

ハ七月八日午前四時ニ本部ニ参集スルコト。

各字ニオイテ伝令ヲデオ又ハ他ノ警鐘ニ依リ最初ニ知リ得タ警報ニ依リ空襲警報又ハ同解除ヲ為スベシ。

2、七月六日夜ヨリ屋外灯消灯スベシ。鶏舎又ハ側壁ナキ屋内灯ヲ隠蔽又ハ消灯スベシ。

七月七日就寝ノ節若クハ同夜十二時警戒管制ニ入ルベシ。演習中灯火管制時間ハ午後七時ヨリ午前四時三十二分ニ至ル間ニ之ヲ行フ。

3、空襲下ニ於ケル防火

七月八日午後八時ヲ過ギタル後第一回ノ空襲警報ト同時ニ、各部落内ニ数ヶ所模擬焼夷彈落下ヲ想定シ、家庭防火群ノ訓練ヲ実施ス。

此ノ場合藁束又ハ麦稈等ニ点火シ、振鈴又ハ石油缶、金ダラヒ等ヲ連打シ焼夷彈落下ヲ知ラス。此ノ時各家庭一名宛水カ又ハ砂ヲ入レタバケツ等ヲ持ツテ現場ニ駆出シ消火ニ務ムベシ。落下場所等ハ別ニ防火班ニ指令ス。

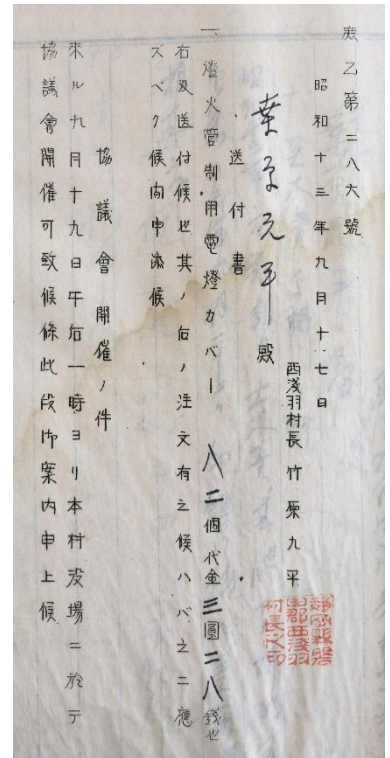
「註」家庭防火群トハ各家庭一名ノ防空担任者ヲ選ビ一ツノ十戸組ヲ以テ一家庭防火群ヲ組織ス。

以上（註30）

実施前から、屋外灯の消灯などの準備をしておき（二―2）、当日は、まず警報伝達訓練。ラジオや警鐘で警報を周知（二―1）。

空襲は、焼夷弾を想定し、鈴、あるいは石油缶か金ダライなど、何らかの音が鳴るもので焼夷彈落下を報せる。そうしたら、各家庭一名ずつ、水か砂を入れたバケツ等を持って現場に駆け出し、消火活動を行う（二―3）、とのこと。

「註」に「家庭防火群トハ各家庭一名ノ防空担任者ヲ選ビ一ツノ十戸組ヲ以テ一家庭防火群ヲ組織ス」と書かれている、「家庭防火群」という



【写真1】
灯火管制用電灯カバー
(本書 57 号)

のは、昭和十二年（一九三七）五月六日に警視庁消防部が設立したもので、「註」の説明の通り、各家庭から防空担当者を出して防火に当たらせる、というものです。昭和十年以降、消防部は、防災から防空に傾斜していく中で、防火婦人会（一九三五年八月に消防組織の後援的、外郭団体となり、防空演習において家庭消防の中心となることを期待されて設立された組織）、家庭防火群の設立運営に力を注ぐようになりました。⁽²⁾ ちなみに、灯火管制は、電灯カバー（口絵参照）などを使って、灯りが外にもれないようにするのですが、ちょうどこの防空訓練と同じ昭和十三年（一九三八）に、そうしたカバーを村で共同購入したときの記録が残っています【写真1】。

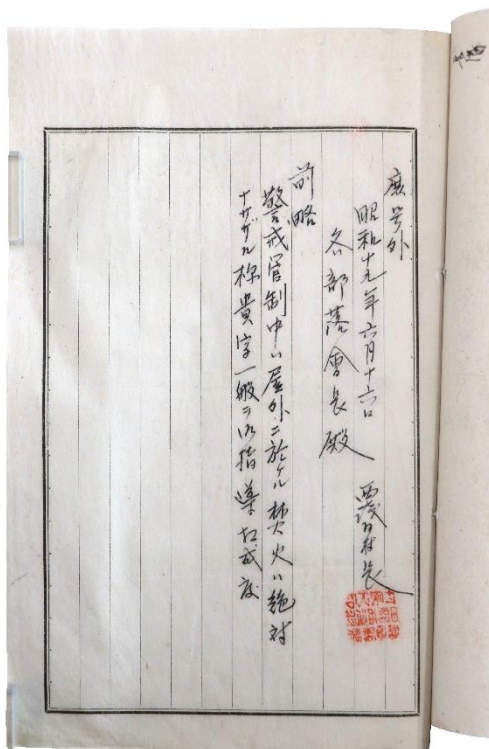
（一九三八）
昭和十三年九月十七日

西浅羽村長 竹原 九平（印）
（静岡県警／田郡西浅羽／長之印）

（手書）
『栗原元平』殿

送付書

（手書）
一、灯火管制用電灯カバー 『八二』個代金『三』圓『二八』錢也。
（手書）
右及二送付一候也。其ノ后ノ註文有レ之候ハバ、之ニ応ズべく候間申添候。



【写真2】
警戒管制中の屋外での焚火禁止
(本書 249 号)

協議会開催ノ件
来ル九月十九日午后一時ヨリ本村役場ニ於テ協議会開催可レ致候条、
此段御案内申上候。⁽³⁾
灯火管制用カバーは八十二個で三圓二十八錢とのことです。一個あたり四錢です。高いのか安いのかよく分かりませんが、参考までに本書収録史料を参照すると、昭和十三年（一九三八）のラジオ料が六ヶ月で三圓⁽³³⁾、日中戦争費補填のための活動写真会前売り券（今で言うパーティ券のようなものでしょうか？）が一枚十五円⁽³⁴⁾とのこと。寄付金はよく分からないので参照しませんが、それぞれピンとこない指標なのでイマイチ分かりませんね。
ちなみに、昭和十九年（一九四四）六月十六日には、「警戒管制中ハ屋外ニ於ケル焚火ハ絶対ナサザル様貴字一般ヲ御指導相成度」⁽³⁵⁾という通知が出されています【写真2】。
警戒管制中は、外で焚火をしないように、字の一般の皆さんにも指導

してくださいね、ということなのですが、警報が鳴っている中焚火をしようという人がいたのでしょうか。

……いたのでしょうか。こういう通知が出ている、ということは。

二 防空演習

昭和十三年（一九三八）、西浅羽村では、七月八日に村の防空演習が行われましたが、九月二十二日には小学校の防空演習も行われました。昭和十三年（一九三八）九月二十一日付け「西防第八号 防空訓練打合せ件」はその打ち合わせへの出席依頼です。

西防第八号

（一九三八）
昭和拾参年九月貳拾壹日

西浅羽村防護団長竹原九平

消防組幹部

常設委員

青年団役員

在郷軍人役員

殿

防空訓練打合せ件

第三次防空演習ニ関シ、来ル九月二十二日午後一時本村小学校（唱歌室）ニ於テ打合会開催致度、此段万障御繰合ノ上、御出度下サレ度、此段御願申上候。（三六）

少し時期は飛びますが、昭和十六年（一九四一）七月二十一日に、磐田警察署から永年防空実施計画と昭和十六年度防空計画が袋井町に送付されています。

（署外朱印）
『秘』

兵第八四八号

受領証

（磐防第四〇四号七月十五日分）

一、磐田警察署永年防空実施計画第一〇号

一、昭和十六年度磐田警察署防空実施計画第一〇号

右受領ス。

（一九四一）
昭和十六年七月二十一日 『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』（印）

磐田警察署長殿（三）

この防空計画は、先に紹介した、防空法に基づいた計画でしょう。

昭和十年（一九三五）以降、防空演習では焼夷弾、毒ガス対応に力が注がれるようになったと紹介しました。昭和十六年（一九四一）七月二十三日付け「兵第八五七号 防空並瓦斯ニ関スル御講演相賜度ノ件依頼」を見ると、防空とガス（十中八九毒ガスでしょう）に関する講演が開かれています。

（一九四一）

昭和十六年七月二十三日 『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』（印）

静岡聯隊区司令官殿

防空並瓦斯ニ関スル御講演相賜度ノ件依頼

時局愈々緊迫セルニ鑑ミ、町有方者各位ノ熱望ニ依リ左記日程ヲ以テ標記防空並瓦斯ニ関スル御講演相賜度候条、何卒御聴許ノ上、講師派遣方御取計被ニ相煩ニ度此段以ニ書中ニ御依頼申上候也

左記

- 一、日程 八月七日午後一時ヨリ本町町常会ノ席上ニ於テ
- 二、場所 県立袋井商業学校講堂

以 上 (38)

町の有力者各位からの熱望により、防空と毒ガスに関する講演会が望まれたので、静岡聯隊区司令官宛に、講師派遣を依頼しています。

昭和十六年（一九四一）頃には、住民の側でも毒ガスに対する関心が強くなっていた、ということなのでしょう。

昭和十八年（一九四三）四月五日付け「西警号外 防空警報伝達信号改正ニ関スル依命通牒」は、防空警報を伝達する信号や、音響装置に関する通牒です。

西警号外

昭和十八年四月五日

西浅羽村警防団

各部落会長 殿
各分団長部長 殿

防空警報伝達信号改正ニ関スル依命通牒

標記ノ件ニ関シテハ、警防団令施行細則及昭和十七年三月十日警防

第二〇八号ノ一防空警報ノ伝達方法ニ関スル件ニ依リ警戒警報ノ伝

達ニハ音響信号ヲ用ヒザル事ト相成居リ候処、大東亜戦争開始以后

ニ於ケル警戒警報ノ発令及之ガ伝達ノ状況ニ鑑ミ、爾今左記第一ノ

通り警戒警報伝達ニモ音響信号ヲ用フルコト、シ、之ニ伴ヒ空襲警

報ノ伝達信号ノ一部ヲ改正相成候ニ付テハ、第二ノ事項ニ留意シ、

一般ニ対シ速ニ充分周知徹底ヲ計リ、以テ防空警報ノ伝達並ニ之ニ

応ズル防空態勢ノ整備上万遺憾ナキ様依令此段及ニ通牒候也。

一、警戒警報伝達ノ為左ノ音響信号ヲ用フ。

号報器 三分間連続吹鳴

警鐘 一点ト二点斑打○○○○○○

警戒警報解除ノ伝達方法ハ従前ニ同ジ。

二、空襲警報同解除ノ伝達信号中左ノ通り改ム。

号報器 空襲警報

八秒ヲ間シ四秒宛十回吹鳴

（急発急止ノ装置ナキモノニアリテハ開閉器挿入ノ時間ヲ以テ吹鳴時間トス）

空襲警報解除

三分間連続吹鳴

（改正ノ警戒警報伝達信号ニ同ジ〔終わり小括弧脱ママ〕）

電灯点滅 煙火 警鐘ニ依ル信号ハ従前ニ同ジ。

（空襲警報解除ニ依リ警戒警報ノ態勢ニ移ルコト従前ノ通り）

本件ハ昭和十八年四月九日以後ニ於テ防空警報発令アリタル時ヨリ

之ヲ実施ス。

第二、留意事項

一、本件ノ周知徹底

隣組回覧板ノ利用、部落会等多衆ノ会同スル機会等ニ所要ノ説明ヲ行ヒ、一般ニ充分徹底スル様努ムルコト。

当分ノ内努メテ之ヲ反復シ、伝達信号改正ノ趣旨方法ノ徹底ヲ図ルコト。

底ヲ図ルコト。

二、新法規ニ依ル吹鳴打鐘訓練

来ル四月八日ヲ期シサイレン吹鳴試験ヲ兼ネテ左ニ依リ新方法ニ依ルサイレン吹鳴及警報打鳴ヲ行ヒ、一般ヲシテ防空警報ノ伝達信号ニ習熟セシム。

1、吹鳴時刻

第一回 午前八時

第二回 正午

第三回 午后四時

2、吹鳴方法

第一回 警戒警報 空襲警報 空襲警報解除

(各警報間ニ三分ヲ間スルモノトス)

第二回 空襲警報 空襲警報解除

(各警報間ニ三分ヲ間スルモノトス)

第三回 第一回ニ同ジ

防空計画ニ依リ空襲警報伝達ノ為警鐘ヲ使用スル地域ニ於テハ、前項ニ依ルサイレン吹鳴ト同時刻ニ新方法ニ依ル警鐘信号ヲナシ、一般ヲシテ之ニ習熟セシムルコト。

前二項ノ施行ニ関シテハ、事前ニ回覧板等ニ依リ周知セシムル事。

3、本件ノ実施後ト雖モ音響信号ニ依ル警報

伝達施設ノ故障等ノ場合モ考慮シ従前ノ通り口頭ニ依ル伝達ハ必ズ之ヲ併用スルト共ニ揭示旗又ハ吹流シノ掲揚掲灯等ノ伝達方法ヲモ用フルコト。(36)

本項冒頭で軽く触れた警報伝達についてはこの史料に詳しく書かれています。個人的に少し目を引かれたのは、この史料では、平時の情報伝達に、回覧板を大いに活用していることです。当時の回覧板の情報伝達能力と、回覧板に対する信頼感がうかがえます。回覧板は今でも使われていますからね。優秀な情報伝達装置だということでしょう。

昭和十八年(一九四三)九月七日付け「庶乙第二九七号 防空演習打合せ会ニ関スル件」は、昭和十八年(一九四三)の学校の防空演習です。どうやら、学校の防空演習は九月に行われることになっていったようです。

庶乙第二九七号

(一九四三)

昭和十八年九月七日

西浅羽村役場

(警田郡/西浅羽/村役場)

各部落会長殿

防空演習打合せ会ニ関スル件

標記ノ件、左記ニ依リ開催可^レ致ニ付、貴字該当者各位ニ洩^レナク御出席方御伝言下被^レ度御願申上候也。

記

(一九四三)

一、期日 昭和十八年九月十一日午后三時ヨリ

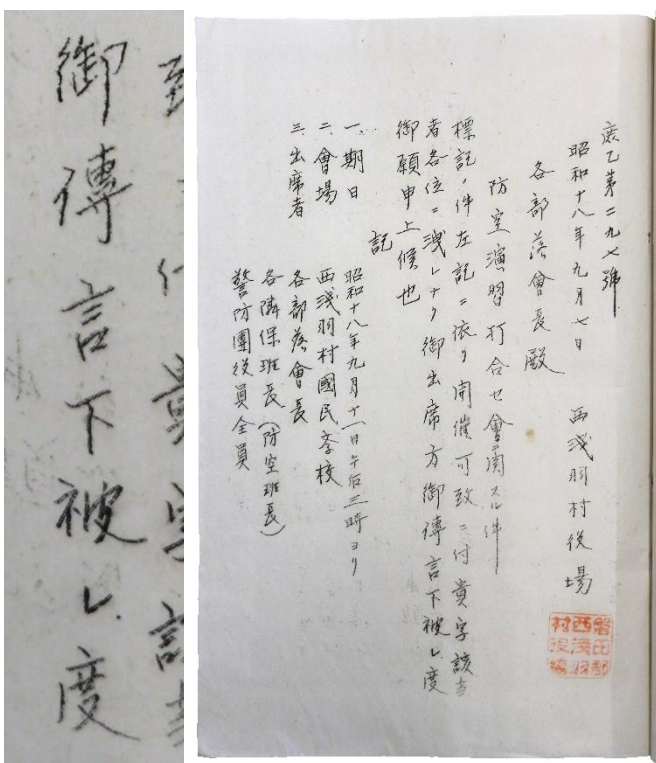
二、会場 西浅羽村国民学校

三、出席者 各部落会長

各隣保班長(防空班長)

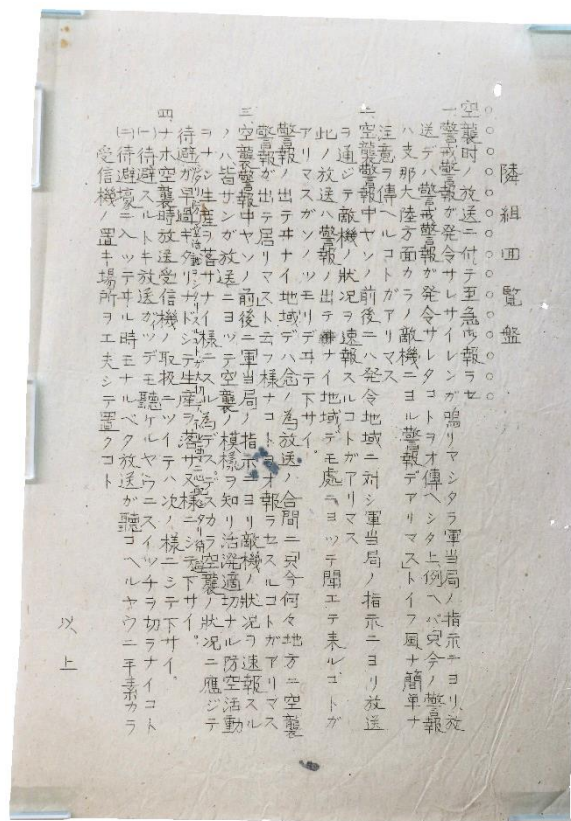
警防団役員全員(36)

本文の文が不思議なことになっています(「下被^レ度」)【写真3】。おそらく「御出席方御伝言くだされたく、御願ひ申し上げ候也」と言いた



【写真3】「下被^レ度」(本書225号)

向かって左側は拡大



るようになります。本書に収録した史料で言うと、二八四号、昭和二十年（一九四五）三月三日付け「西出第三八号 薬工品増産打合会開催ニ関スル件」には、末尾に「注意 尚当日同時刻ニ空襲警報発令ノ場合ハ翌日ノ同時刻トス」^{（註）}とあります。

それだけ空襲や防空演習が切迫した現実として存在していたということだと思います。

この防空演習ですが、昭和十九年（一九四四）十二月二十二日付け「大周第三三九号 神饌料送付ニ関スル件」を見ると、結構大変だったのかな、と思います。

大周第三三九号

^{（一九四四）}

昭和十九年十二月二十二日

^{（大政翼賛／会静岡岡／周智郡支／部長之印）}
大政翼賛会静岡岡支部長（印）

神社々務所御中

神饌料送付ニ関スル件

去ル十二月八日ヨリ十二日迄ニ実施方相煩候「一億憤激撃摧祈願実^{（終わり鉤括弧脱）}施要綱ニ依リ、夫々御実施ノ事ト存候。付イテハ県支部ヨリ交付有^レ之候ニ付、左記ニ依リ配当致シ候ニ付、可^レ然御取計ヒ相成度候。

記

基準

官国幣社	三〇円	県社	一〇円
郷社	五円	村社	二五円
『山梨』町村分 ^{（手書）}			
官国幣社 ^{（ミスプリント）}	県社 ^{（手書）}	郷社 ^{（手書）}	村社 ^{（手書）}
合計金	『拾』円 ^{（手書）}	銭也	

〔紙背〕

^{（表面と上下転倒）}

一、参加者ハ大施前、暁天駆歩等ヲ行ヒ、体操ノ終了後防空訓練其他適当ナル演練ヲナシ自己体力ノ増強ニ努ムルコト

ホ、海上ハ清潔□保ツ□キコト

ヘ、喫煙ハ指定ノ場所テ行フコト

（三）指導者

イ、指導者ハ卒先□□ 実ヲ示スコト

ロ、指導者ハ参加者ニ対シ戦時下国民体力ノ重要性ト一日ノ生活ノ出発デアルコトノ認識ヲ与ヘルコト

ハ、指導者ハ健民部等^{（下）}打合せ、別紙実施案例ニツキ適宜按配シ指導方法ヲ立案スルコト

ニ、指導者ハ予メ体操参加^{（可）}能者ノ調査ヲナシ出席表等ヲ作製ス

（以下糊付により開披不能、判読不能）

「（中）

表面は、大政翼賛会静岡岡支部からの通知で、神社での祈願祭の際の神饌料送付に関する文書です。昭和十九年（一九四四）頃になると、紙背再利用がかなり多くなっています。裏面は、おそらく戦時期の体力増強に関する文書です。

史料の状態がかなり悪いことと、今申し上げたように、この時期には全く違う内容でも、役場に残す文書などでは紙背を再利用することがかなり多くなりますので、表面と裏面との関係性は不明です。

戦時期の体力増強、あるいは体育教育については、兵士との関係などから研究も多いのですが、本書ではいくつか史料を挙げたのみで、深くは触れていません。教育関係の史料を当たるともう少し史料が集まりそ

うな気配がするので、体育関係はまたの機会にしようと考えています。

今回は、最後に紙背の「二、参加者ハ大施前、曉天駟歩等ヲ行ヒ、体操ノ終了後防空訓練其他適當ナル演練ヲナシ自己体力ノ増強ニ努ムルコト」というところを紹介して終わりとしたいと思います。

見ると、「体操ノ終了後防空訓練其他適當ナル演練ヲナシ自己体力ノ増強ニ努ムルコト」とありますが、これはつまり、防空演習は、体力づくりにつながるくらい体を動かすものだった、ということなのでしょう。確かに、防空演習要綱を見ると、焼夷弾が落ちたと想定する地点までダッシュ、水か砂を入れたバケツのバケツリレーなど、なかなか大変そうな内容でありました。

余談ですが、「へ、喫煙ハ指定ノ場所テ行フコト」は、記録に残る中では、袋井市内最古の分煙史料といえるのでしょうか？

(1) 年月日不明「警報発令中看板」(袋井図書館発見資料)。本書三四号。

(2) 前坂俊之『太平洋戦争と新聞』(講談社学術文庫、二〇〇七年)五頁。

(3) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(朝雲新聞社、一九六八年)一二頁。帝国軍用兵綱領は明治四十年(一九〇七)に初めて策定され、その後情勢の変化により大正七年(一九一八)及び大正十二年(一九二三)に改定された。同書一二頁。

(4) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一三頁。

(5) 土田宏成『災害の日本近代史 大凶作、風水害、噴火、関東大震災と国際関係』(中公新書二七六二、二〇一三年)一八二—一九二頁。

(6) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一七頁。

(7) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)二二頁。

(8) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)二三頁。

(9) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)五〇頁。

(10) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)六四頁。

(11) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)六五頁。

(12) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)七一頁。

(13) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)七一頁。

(14) 倉沢愛子『戦争の経験を問う 資源の戦争——「大東亜共栄圏」の人流・物流』(岩波書店、二〇一二年)四—五頁、二五三—二七八頁。有馬学『日本の歴史23 帝国の昭和』(講談社学術文庫、二〇一

〇年、初出二〇〇二年)二七四—二七六頁。

(15) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)九六—九七頁。

(16) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一二—一二五頁。

(17) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一二八頁。

(18) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一三二頁。

(19) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一三九頁。

(20) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』(前掲注3参照)一四二頁。

(21) 高岸冨佳「昭和戦前期における警視庁と「国民消防」」『史学雑誌』一二七(六、二〇一八年)三五頁。

(22) 高岸冨佳「昭和戦前期における警視庁と「国民消防」」(前掲注22参照)三九頁。

(23) 高岸冨佳「昭和戦前期における警視庁と「国民消防」」(前掲注22参照)四〇—四一頁。

(24) 高岸冨佳「昭和戦前期における警視庁と「国民消防」」(前掲注22参照)四〇—四一頁。

(25) 大井昌靖「昭和期の軍隊による災害・戦災救援活動——衛戍令、戦時警備及び防空法の関係から——」『軍事史学』四八(二、二〇一二年)六九—七一頁。とはいえ、防空法は災害対処を目的としていないが、救護、非常物資の配給及び応急復旧は災害対処に準用されており、一九四三年、一九四四年には、防空法に基づき、陸海軍から防空計画策定上の基準が出され、内務省・厚生省・軍需省・農商省・運輸通信省から「中央防空計画」が示されたという(七一頁)。

(26) 大井昌靖「昭和期の軍隊による災害・戦災救援活動——衛戍令、戦時警備及び防空法の関係から——」(前掲注27参照)。昭和三陸地震は七二—七三頁、鳥取地震は七四—七五頁、東南海地震は七六—七七

頁を参照。

⁽³²⁾ 小原解子・柗屋洋子・岡澤あやこ編『戦争とくらしの事典』（株式会社ポプラ社、二〇〇八年）一五一頁。「防空演習」（二五〇―一五一頁）の項では、「役にたたなかった」という見出しが立てられ、「全国各地でさかんにおこなわれた防空演習でしたが、アメリカ軍のB29爆撃機からおとされる大量の爆弾・焼夷弾に対しては、まったく効果はありませんでした」と書かれている（一五一頁／原文横書き）。

⁽³³⁾ 昭和十三年（一九三八）七月四日付け「西浅羽村防空訓練実施要綱」（『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）。本書五三三号。

⁽³⁴⁾ 高岸冨佳「昭和戦前期における警視庁と「国民消防」（前掲注22参照）四二頁。

⁽³⁵⁾ 昭和十三年（一九三八）九月十七日付け「庶乙第二八六号」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内。本書五七号。

⁽³⁶⁾ 昭和十三年（一九三八）「挙つて国防 揃つてラヂオ」（丹羽岳人家文書三一―三二）。本書六六号。

⁽³⁷⁾ 昭和十三年（一九三八）四月二十三日付け「庶乙第一三二一号 恩賜財団済生会主催活動写真会ノ件」（『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）。本書四六号。

⁽³⁸⁾ 昭和十九年（一九四四）六月十六日付け「庶号外」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内。本書二四九号。

⁽³⁹⁾ 昭和十三年（一九三八）九月二十一日付け「西防第八号 防空訓練打合せ関スル件」（『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）。本書五八号。

⁽⁴⁰⁾ 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「〔警防第四〇四号 防空実施計画送付ノ件〕及び「兵第八四八号 受領証」（袋井町近代役場文書②一〇九二）。本書一三七号。

⁽⁴¹⁾ 昭和十六年（一九四一）七月二十三日付け「兵第八五七号 防空並瓦斯二関スル御講演相賜度ノ件依頼」（袋井町近代役場文書②一〇九六）。本書一三八号。引用に当り、割印などを一部省略した。

⁽⁴²⁾ 昭和十八年（一九四三）四月五日付け「西警号外 防空警報伝達信号改正ニ関スル依命通牒」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の内。本書二一〇号。

⁽⁴³⁾ 昭和十八年（一九四三）九月七日付け「庶乙第二九七号 防空演

習打合せ会ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の内。本書二二五号。

⁽⁴⁴⁾ 昭和十九年（一九四四）十月頃か「隣組回覧盤」（『昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治会文書近代一七の内）。本書二六八号。引用に当り、本文の行間に書かれている文を本文に組み込んだ。

⁽⁴⁵⁾ 昭和二十年（一九四五）三月三日付け「西出第三八号 薬工品増産打合せ開催ニ関スル件」（『昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治会文書近代一七の内）。本書二八四号。

⁽⁴⁶⁾ 昭和十九年（一九四四）十二月二十二日付け「大周第三三九号 神饌料送付ニ関スル件」（山梨役場文書二四八七）。本書二七七号。
